

## 新潟リハビリテーション大学学術情報リポジトリ運用指針

令和 元年 1月 15日

図書委員会制定

### (趣旨)

1. 新潟リハビリテーション大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）は、本学において作成された教育研修の成果物（以下「コンテンツ」という。）を収集し、電子的形態での登録と恒久的保存を進め、学内外への無償公開を通して研究・教育活動の発展に寄与するとともに、情報公開の推進と社会に対する説明責任を果たすことを目的とする。この目的を達成するため、この指針により、リポジトリの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (登録範囲)

2. 附属図書館は、研究成果のうち、次のいずれにも該当するものをリポジトリに登録するものとする。
  - (1) 学術的な教育研究の成果又は学術的に意義のあるもの。
  - (2) 本学に在籍する又は在籍したことのある教職員及び大学院生等が作成に関与したもの。
  - (3) 学内外の利用者（以下「利用者」という。）が全文ダウンロードあるいは出力できるもの。

### (登録者)

3. リポジトリに研究成果を登録することができる者（以下「登録者」という。）は、次のとおりとする。
  - (1) 教職員及び大学院生等
  - (2) その他図書館長が特に認めた者

### (登録の手続き)

4. 登録者は、次項に掲げるリポジトリにおける取り扱いを承諾したうえで図書館長に登録書（別紙1）を提出するものとする。ただし、登録者が団体である場合、図書館長との間の覚書をもって登録書にかえることができる。

### (リポジトリにおける取扱)

5. 新潟リハビリテーション大学は、リポジトリに登録されているコンテンツを以下のように取り扱い、図書館長は提供するコンテンツの公開にあたっては、登録者から承諾を得るものとする。
  - (1) 当該コンテンツの複製物及びメタデータを、リポジトリを構築するサーバに格納する。
  - (2) ネットワークを通じて複製物を不特定多数に無償で公開（送信）する。
  - (3) 複製物の保全（バックアップ）及び利用のための複製を行う。

### (研究成果の許諾)

6. 登録者は、リポジトリに登録し公開する研究成果について、予め次の事項の許諾を得ておかなければならない。

- (1) 著作権が複数の者に帰属している場合は、すべての著作権者の許諾
- (2) 研究成果の公開が肖像権又は情報に関する権利と抵触する場合は、その権利が帰属する者の許諾
- (3) 研究成果に含まれる古書資料等が公開に支障がある場合は、古書資料等を所蔵する者の許諾

(研究成果の著作権)

7. リポジトリに登録された研究成果の著作権は、著作権者から移転しない。
8. 図書館は、複製物を電子的手段により送信するときは、利用者に対して、著作権法を遵守し、同法に定める目的と範囲内で当該複製物を利用するよう周知する。

(申請)

9. 登録者は、公開するコンテンツにおいて出版者の著作権、その他登録・公開に係る支障の無いことを調査したうえで登録・公開することを申請する。

(登録・公開)

10. リポジトリ登録・公開に係る事務は、図書館において処理する。

(登録申請適用除外)

11. 本学で発行される年報については、原則として、すべてリポジトリに登録するものとする。

(削除・非公開化)

12. リポジトリに既に登録されたコンテンツが、他者に帰属する著作権、所有権等を侵害する又は社会的にみて著しく不適切な内容を含むと認められる場合、図書委員会の議を経て、登録されたコンテンツの一部又は全てを削除あるいは非公開化する。

(利用条件)

13. リポジトリに登録されたコンテンツを利用しようとする者は、その利用に際して次の各号に掲げる条件を遵守するものとする。
  - (1) 著作権法等の定める条件。
  - (2) 公開するコンテンツが、リポジトリで公開する以前に出版者等により出版・公表されており、投稿規則あるいは出版契約等により当該出版者等が利用に係る条件を定めている場合。
  - (3) リポジトリシステムに過大な負荷がかかるような大量の検索及びダウンロード行為をしないこと。
  - (4) その他、本学のリポジトリ運用に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。

(利用条件の周知)

14. 利用条件は本学ホームページを通じて周知する。

(免責事項)

15. リポジトリでのコンテンツの登録・公開あるいは利用によって生じた損害について、新潟リハビリテーション大学はその責任を負わない。

(その他)

16. この運用指針に定めない事項については、必要に応じて別に定めるものとする。